

令和4年

熊野町農業委員会

議事録

第2回

熊野町農業委員会

令和4年第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年3月22日(火) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

6. 議事録署名委員(2人)

委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太
書記	竹内 浩喜

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第2回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>2番 福垣内委員、3番 菅尾委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第9号「熊野町農業委員会会議規則の一部改正について」及び日程第2、議案第10号「熊野町農地改良指導要領の一部改正について」は、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議が無いようですので、日程第1、議案第9号「熊野町農業委員会会議規則の一部改正について」及び日程第2、議案第10号「熊野町農地改良指導要領の一部改正について」は、一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号及び第10号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>国では、一昨年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、昨年9月にはデジタル庁が設置されるなど、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」への取組が加速されているところでございます。</p> <p>このような社会全体のデジタル化を見据え、行政サービスを見直し、デジタルによって行政のあり方そのものを変革する「デジタル・ガバメント」を実現していくためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が課題となっているとのことです。</p> <p>こうしたことから、本町においても、申請手続のオンライン化の促進や、内部手続における業務フローのデジタル化の推進に向けた取組の第一歩として、行政手続における押印の見直しを実施し、住民の負担軽減や、利</p>

	<p>便性向上を図るものでございまして、農業委員会手続きにおいても委員会 が押印を定めた手続きが2つあったため、この度、改正案を上程させて頂 いたものでございます。</p> <p>議案第9号の熊野町農業委員会会議規則では、第13条中へ「署名押印」 することが規定されておりますので、これを改正案のとおり「署名」に改 めようとするものでございます。</p> <p>また、議案第10号の熊野町農地改良指導要領では、各様式中へ「印」 の記載があるため、申請書の押印不要とするものでございます。</p> <p>なお、農業委員会が交付する許可証については、従来どおり、公印を押 印することと致します。</p> <p>なお、農地法関連等の申請手続きについては、県が定めたガイドライン に基づいて事務を行っているため、町での改正手続きは不要と取り扱っ ております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありますか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、1件ずつお諮りします。</p> <p>議案第9号「熊野町農業委員会会議規則の一部改正について」、ご異議は ありますか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第9号「熊野町農業委員会会議規則の一部改正 について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、議案第10号「熊野町農地改良指導要領の一部改正 について」ご異議はありますか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第10号「熊野町農地改良指導要領の一部改正 について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>

	<p>続いて、日程第 3、議案第 1 1 号「非農地判断について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 1 号の非農地判断について、説明いたします。</p> <p>農業委員会は、毎年夏から秋ごろにかけて委員の皆様を実施していただいている利用状況調査等を踏まえて、農地の現況が次のいずれかに該当する場合は、農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地、つまり非農地判断を行うこととされております。</p> <p>「①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「②①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」のいずれかに該当する場合は、</p> <p>熊野町では、非農地判断及び通知については、平成 3 0 年度に一度実施しております。全国的に荒廃農地は増加傾向であり、熊野町内においても年々、町内全域で荒廃農地は増加傾向にあります。こうした実情から、令和 3 年 6 月には農林水産局より「非農地判断の徹底について」という通知文の通達があるなど、農業委員会の事務の的確な執行のため、農地でないものについては、農地台帳からの削除を行うなどして、農地台帳の整理が求められています。熊野町においては今年度より、毎年度、地区を定め非農地判断を実施していきます。今年度調査対象地区については、近年中に宅地化が見込まれる市街化区域全域を対象としました。</p> <p>委員の皆様判断して頂いた、利用状況調査の結果及び、その判断を基に令和 4 年 2 月末に農業委員会事務局による現地確認を実施した結果、議案 1 4 ページのとおり、2 8 筆を現況非農地であると確認しました。</p> <p>1 2 ページから 1 3 ページは、現況写真の一覧となっております。</p> <p>これらの土地は、航空写真においても数年間耕作状況は確認できず、現況は雑木があり、農地の復旧は困難であると判断しました。</p> <p>この度の総会で承認を得た場合、所有者及び関係機関に農地ではない旨の通知をすること及び、農地台帳からの削除を行います。</p> <p>農地台帳から削除することにより、これら 2 8 筆については今後、農地法の手続きは不要となります。</p>

	<p>また、通知を受理した所有者は非農地通知文により、本人による法務局の手続きにおいて地目変更が可能となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
原委員	<p>法務局で手続きを行うと説明があったが、もう一度説明してもらってもよいですか？</p>
事務局	<p>非農地判断について、この度の総会にて承認となった場合、非農地通知文を対象所有者の方々に送付します。非農地通知文の記載内容には、該当地番、登記地目、面積、そして、農地でない旨の判断をしたという文章が記載されています。</p> <p>この通知文を法務局に提出することで、地目変更登記が可能となります。</p>
原委員	<p>従来は、この総会で審議をかけて転用という流れではなかったか？</p>
事務局	<p>農地転用という取り扱いではなく、農地ではない旨の通知になりますので、これら28筆については、今後は申請等も不要で、当然委員会での審議も不要ということになります。</p>
原委員	<p>今後は、法務局での判断で決まることになるのか？</p>
事務局	<p>農業委員会としても農地ではないという判断をしたことになる。その旨を法務局に報告することになる。</p>
原委員	<p>現場状況を法務局に報告するということか？</p>
議長	<p>ここで、審議したものを所有者の方々に通知するということですね？</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
原委員	<p>では、本人が法務局で手続きすることになるのか？</p>
事務局	<p>本人が行くことになります。</p>
原委員	<p>公証人の同行は不要な訳か？</p>
事務局	<p>行政書士や司法書士のことですかね？不要です。</p>
事務局長	<p>最終的には、法務局も調査に入ります。1筆ずつ調査に入るので、それをもって確定します。</p>
事務局	<p>あくまで農業委員会の判断ということですが。</p> <p>地目変更を行うときには、事務局長が先ほど仰ったように、法務局は法</p>

	<p>務局で現地を調査して確認を行います。</p> <p>ただ、それについては本人が申請しなければそういうことにはなっていないと思います。</p>
議長	だから、農地としてはもう削除しますよということですね？
事務局	そういうことです。
原委員	<p>では、楽になったということか？</p> <p>本来、ここで審議をしていたものが無くなって法務局でできるようになるということか。</p>
菅尾委員	法務局で手続きというのは、あくまで登記簿上の地目の変更ということよね？
事務局	<p>そういうことです。</p> <p>今回の28筆については、この審議をもって農地ではないと判断することになるので、承認されれば農地ではないということになります。</p> <p>よって、今後農地転用等の農地法関係の手続きは行われなくなります。</p>
原委員	この28筆についてはということなんですね。
事務局	そういうことです。
菅尾委員	法務局で地目変更を行うことは、登録免許の手数料等はいかからないのですかね？
事務局	非農地通知文による地目変更については、手数料はかからないと法務局にも確認はしております。
議長	これ以外にも農地としてどうかなっていう箇所はあるんでしょう？
事務局	<p>この度は市街化区域全域を対象としております。</p> <p>今後の計画としましては、令和4年度は呉地、出来庭の2地区ずつといったように、毎年度地区を定めて非農地判断を行う予定です。</p>
議長	8月ごろ行う予定の農地利用状況調査については、今回の28筆は対象外となるということですか？
事務局	そのとおりです。
議長	その他質問ありませんか？
議場	(全員：質問なし)

議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第11号「非農地判断について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第3、議案第11号「非農地判断について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第4、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」及び日程第5、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」及び日程第6、報告第4号「事業計画変更承認について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号・第3号・第4号について併せてご報告いたします。</p> <p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき報告します。</p> <p>報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、城之堀地区1件、平谷地区1件 計2件です</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、呉地地区1件、出来庭地区1件、初神地区1件、計3件です。</p> <p>報告第4号については、令和3年12月20日付で承認した計画について、軽微な変更があり、令和4年2月28日付で事業計画変更承認書の提出があり、令和4年3月4日付で承認しましたので報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は4月20日(水)に開催予定です。</p> <p>議案については4月8日(金)以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第2回熊野町農業委員会を閉会します。</p>